

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和3年12月24日(金曜日)

号外第79号

毎週火曜日及び金曜日発行

購読料
一箇月二、九三〇円 一箇年三、五、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部三七四円(消費税及び地方消費税込み)

発行
横浜市中央区日本大通一
神奈川県政策部政策法務課
電話横浜(〇四五)二一〇一一一

印刷
横浜市鶴見区矢向三一五一二七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜(〇四五)五七一三五〇八

目次	ページ
〇規則	
神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則(環境農政・環境計画課)	1
三浦しらとり園条例施行規則の一部を改正する規則(福祉子どもみらい・障害サービス課)	2
神奈川県立の障害者支援施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則(福祉子どもみらい・障害サービス課)	2

〇告示	
温室効果ガスの排出の抑制に著しく寄与する機械器具の指定の一部改正(環境農政・環境計画課)	2
事業活動温暖化対策指針の一部改正(環境農政・環境計画課)	2
建築物温暖化対策指針の一部改正(環境農政・環境計画課)	2
特定開発事業温暖化対策指針の一部改正(環境農政・環境計画課)	2

規則

神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年12月24日

神奈川県知事 黒岩 祐治

神奈川県規則第94号

神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則(平成21年神奈川県規則第73号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「抑制」を「量の削減」に改める。

第3条第5項、同条第6項及び同条第7項第6号ウ中「エネルギー起源二酸化炭素の排出」を「排出量」に改め、同項第7号中「抑制に」を「量の削減に」に、「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、同項第8号カ、同条第8項第2号及び同条第14項中「エネルギー起源二酸化炭素の排出」を「排出量」に改める。

第5条第3項第4号及び第9号、同条第4項第2号、同条第5項第2号並びに第6条第3項第3号及び第4号中「エネルギー起源二酸化炭素の排出」を「排出量」に改める。

第27条第4号中「排出量」を「排出の量」に改める。

第1号様式(第2面)中「削減」を「量の削減」に改め、同様式(第3面)から同様式(第5面)までの規定中「エネルギー起源二酸化炭素の排出」を「排出量」に改め、同様式(第6面)中「抑制に」を「量の削減に」に、「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、同様式(第8面)及び同様式(第9面)中「エネルギー起源二酸化炭素の排出」を「排出量」に改め、同様式(第9面)の備考5中「エネルギー起源二酸化炭素」を「排出量」に改め、同様式(第9面)の備考7及び備考8中「エネルギー起源二酸化炭素排出量」を「排出量」に、「排出の」を「排出量の」に改める。

第3号様式(第2面)中「削減」を「量の削減」に改め、同様

式(第3面)から同様式(第5面)までの規定中「エネルギー起源二酸化炭素の排出」を「排出量」に改め、同様式(第6面)中「抑制に」を「量の削減に」に、「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、同様式(第7面)の備考5中「エネルギー起源二酸化炭素」を「排出量」に改め、同様式(第7面)の備考7中「エネルギー起源二酸化炭素排出量」を「排出量」に改める。

第5号様式(第2面)から同様式(第4面)までの規定中「状況及び」の次に「排出量の」を加え、同様式(第4面)の備考4中「エネルギー起源二酸化炭素排出量」を「排出量」に改める。

第6号様式(第2面)及び同様式(第3面)中「及び」の次に「排出量の」を加え、同様式(第3面)の備考3中「エネルギー起源二酸化炭素排出量」を「排出量」に改める。

第7号様式(第2面)及び同様式(第3面)中「及び」の次に「排出量の」を加え、同様式(第4面)中「エネルギー起源二酸化炭素の排出」を「排出量」に改め、同様式(第5面)中「抑制に」を「量の削減に」に、「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、同様式(第7面)中「状況、及び」及び「状況及び」の次に「排出量の」を加え、同様式(第8面)中「エネルギー起源二酸化炭素の排出」を「排出量」に改め、同様式(第8面)の備考4中「エネルギー起源二酸化炭素」を「排出量」に改め、同様式(第8面)の備考6及び備考7中「エネルギー起源二酸化炭素排出量」を「排出量」に、「排出の」を「排出量の」に改める。

第8号様式(第2面)及び同様式(第3面)中「及び」の次に「排出量の」を加え、同様式(第4面)中「エネルギー起源二酸化炭素の排出」を「排出量」に改め、同様式(第5面)中「抑制に」を「量の削減に」に、「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、同様式(第6面)の備考3中「エネルギー起源二酸化炭素」を「排出量」に改め、同様式(第6面)の備考5中「エネルギー起源二酸化炭素排出量」を「排出量」に改める。

第17号様式(第2面)及び第20号様式(第2面)中「抑制」を「量の削減」に改める。

この公報は再生紙を使用しています

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

三浦しらとり園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月24日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第95号

三浦しらとり園条例施行規則の一部を改正する規則

三浦しらとり園条例施行規則（昭和58年神奈川県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第5条第7号」を「第5条第8号」に改め、同条第2号中「社会福祉法」を「申請者（申請者が複数の法人により構成されている団体である場合にあっては、その団体を構成している法人のいずれか）が、社会福祉法」に改め、同条第3号中「社会福祉法人の理事」を「法人その他の団体の役員等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

神奈川県立の障害者支援施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月24日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第96号

神奈川県立の障害者支援施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県立の障害者支援施設に関する条例施行規則（平成18年神奈川県規則第50号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第5条第1項第7号」を「第5条第1項第8号」に改め、同条第2号中「社会福祉法」を「申請者（申請者が複数の法人により構成されている団体である場合にあっては、その団体を構成している法人のいずれか）が、社会福祉法」に改め、同条第3号中「社会福祉法人の理事」を「法人その他の団体の役員等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

神奈川県告示第714号

温室効果ガスの排出の抑制に著しく寄与する機械器具の指定（平成21年神奈川県告示第549号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

令和3年12月24日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

「抑制」を「量の削減」に改める。

神奈川県告示第715号

事業活動温暖化対策指針（平成21年神奈川県告示第550号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

令和3年12月24日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1の項中「排出抑制」を「排出の量の削減」に改める。

4の項(3)中「の削減」を「の量の削減」に改め、同項(3)イ中「温室効果ガス」の次に「の排出の量」を加え、同項(4)中「削減の」を「量の削減の」に改め、同項(4)ア中「エネルギー起源二酸化炭素削減対策」を「排出量削減対策」に改め、同項(4)ウ中「削減目標」を「排出の量の削減の目標」に、「排出削減対策」を「排出量削減対策」に改め、同項(4)ウ(7)中「事業活動に伴い工場等から排出するエネルギー起源二酸化炭素」を「工場等からの排出量」に改め、同項(4)ウ(イ)中「事業活動に伴い使用する対象自動車から排出するエネルギー起源二酸化炭素」を「対象自動車からの排出量」に改め、同項(4)ウ(イ) b 中「温室効果ガスの排出」の次に「の量」を加え、同項(7)中「の抑制に」を「の量の削減に」に、「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に、「排出抑制」を「排出の量の削減」に改め、同項(8)中「エネルギー起源二酸化炭素の排出」を「排出量」に改める。

5の項中「の削減目標」を「の排出の量の削減の目標」に改める。

7の項(2)中「エネルギー起源二酸化炭素の排出」を「排出量」に改める。

別表第3中「排出削減対策」を「排出量削減対策」に改める。

別表第4中「排出削減対策」を「排出量削減対策」に改め、「温室効果ガスの排出の少ない」を削り、「CO₂排出量の著しく少ない」及び「温室効果ガス排出量が著しく少ない」を「温室効果ガスの排出の量がより少ない」に改める。

神奈川県告示第716号

建築物温暖化対策指針（平成21年神奈川県告示第551号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

令和3年12月24日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1の項及び3の項中「の抑制」を「の量の削減」に改める。

神奈川県告示第717号

特定開発事業温暖化対策指針（平成21年神奈川県告示第553号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

令和3年12月24日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

3の項(1)中「抑制を」を「量の削減を」に改め、同項(1)イ中「排出抑制」を「排出の量の削減」に改め、同項(1)イ(イ) b 中「二酸化炭素排出量の抑制」を「二酸化炭素の排出の量の削減」に改め、同項(1)ウ中「排出抑制の」を「排出の量の削減の」に、「排出抑制

措置」を「排出の量の削減措置」に改め、同項(1)ウ(i) b中「排出抑制効果」を「排出の量の削減効果」に改め、同項(2)ク中「抑制」を「量の削減」に改める。

4の項中「抑制」を「量の削減」に改める。

5の項中「排出抑制措置」を「排出の量の削減措置」に改める。

別表第1中「排出抑制」を「排出の量の削減」に改め、同表の5の項5.2の項中「CO₂排出量の抑制」を「CO₂の排出の量の削減」に改める。

別表第2中「排出抑制措置」を「排出の量の削減措置」に、「排出抑制の」を「排出の量の削減の」に改め、同表の5.2の項中「CO₂排出量の抑制」を「CO₂の排出の量の削減」に改める。